

## 産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

### 1 被処分者

- (1) 住 所 青森県八戸市大字尻内町字三条目3番地1
- (2) 名 称 株式会社丸良建設
- (3) 代 表 者 代表取締役 及川 公夫
- (4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200186325）

### 2 不利益処分の内容

平成30年2月8日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

### 3 処分年月日

平成30年2月8日

### 4 不利益処分の原因となる事実

被処分者の従業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2の規定の違反（不法焼却）について平成29年10月12日に被処分者に対する罰金10万円の刑が確定したことにより、被処分者が同法第14条第5項第2号イの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、同法第14条の3の2第1項第1号の規定（許可取消）に該当するものである。